

伊予市指定暑熱避難施設募集要項

(趣旨)

熱中症による健康被害の発生防止を目的に、気候変動適応法が改正され、極端な高温が発生した際に、一時的に暑さを避けるための指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市が指定できるようになりました。

熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、クーリングシェルターとして一般に開放していただける市内の民間施設を募集します。

(募集施設)

市内の民間施設（店舗等）

(実施内容)

クーリングシェルターは、市民等の休憩場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に、公表されている内容で施設を開放する。
- (2) 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合でも、可能な範囲で、公表されている内容で施設を開放する。
- (3) 各施設の出入口等、見やすい場所にクーリングシェルターである旨の案内表示等を掲示する。
- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内を行う。（問合せがあった場合）
- (5) 休憩用の椅子、ソファ等を設置する。（既設のもので可）
- (6) 避難者が快適に過ごせる冷房設備の適切な管理・稼働を行う。

(申込要件)

申込要件は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適切にメンテナンスされている冷房設備を有すること。
- (2) 複数の市民等が一時的に滞在できる適切なスペースを確保できること。
- (3) 市からクーリングシェルターの指定を受けることに同意し、市と協定を締結できること。
- (4) 開放する施設名、所在地、日時、受入可能人数等を、市のホームページ等で公表することに同意できること。
- (5) クーリングシェルターの開放について、営利を目的としないこと。

(運用期間)

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

(募集期間)

クーリングシェルター指定の申込みは随時受け付けます。

(申込方法)

別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、伊予市環境政策課に提出してください。

(手続きの流れ)

申込書提出後の手続きの流れは、次のとおりです。

- (1) 市と施設管理者とで協定内容の確認
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

(その他)

- (1) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に必要な経費は各施設の負担となります。市から補助金等の支給はありません。
- (2) クーリングシェルターを利用した市民等が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (3) 公序良俗に反する、趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

(申込み・問合せ先)

〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市役所 環境政策課

電話 089-909-6338

FAX 089-982-1234

メール kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp